

**令和6年 第3回**

**甲斐市農業委員会議事録**

**令和6年3月27日**

1 日 時 令和6年3月27日(水) 午後3時00分～

2 場 所 甲斐市役所本館3階 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件  
報告第8号 令和5年度農地賃借料情報の件  
議案第9号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件  
議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件  
議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件  
議案第12号 令和6年度甲斐市農繁期労働賃金標準額の件

4 欠席委員 なし

5 議事録署名委員 19番 柳本 胖 委員、1番 中村 敬一 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 小宮山 尚

農業委員会事務局庶務係 窪田 友昭

農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之

農業委員会事務局庶務係 河野 慎

7 閉 会： 午後3時40分

【事務局長】

それでは、はじめにあいさつを交わして始めたいと思います。  
ご起立をお願い致します。

相互に礼。

ご着席ください。

それでは令和6年第3回の農業委員会総会を開催致します。  
会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましてもよろしくお願  
いします。

【議長（会長）】

（あいさつ）

本日の出席委員は19人です。定足数に達しておりますので直ちに  
会議を開きます。

（日程第1 議事録  
署名委員の指名）

【議長】

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、19番柳本委員と1番中村委員を指名致します。

（日程第2 会期の  
決定）

【議長】

日程第2、会期の決定を致します。  
本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ござい  
ませんか。

（異議なしの声）

異議ありませんので、本日1日と決定致します。  
それでは議事に移ります。

（日程第3 議事）  
（報告第7号）

【議長】

報告第7号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件を上  
程致します。

事務局に番号3番から5番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料1ページをお願いします。

農地法施行令第10条第1項の規定により農地転用の届出がありました。

甲斐市農業委員会事務専決規定第3条により専決処分をしましたので報告します。

番号3番、地図公図は1ページ、2ページになります。

●●番地、面積460㎡を●●の●●さんが、下に行きまして、●●番地、面積4.04㎡を●●の●●さんが、2筆の合計面積464.04㎡を●●の●●に所有権移転により宅地分譲2区画にするための転用の届出が出ています。

続きまして。

番号4番、地図公図は3ページ、4ページになります。

●●番地ほか1筆、合計面積643㎡を●●の●●さんから●●の●●に所有権移転により宅地分譲8区画にするための転用の届出が出ています。

隣接の宅地と一体で開発します。

続きまして。

番号5番、地図公図は5ページ、6ページになります。

●●番地、面積1192㎡を●●の●●さんから●●の●●に所有権移転により宅地分譲6区画にするための転用の届出が出ています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

それでは次の議事に移ります。

(報告第8号)

【議長】

報告第8号、令和5年農地賃借料情報の件を上程致します。事務局に説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

お手元の資料2ページ 令和5年 農地賃借料情報の件をご覧ください。令和5年1月から12月までの1年間における利用権設定の賃

借料を取りまとめましたので資料に沿って報告します。なお、今回集計したデータには、賃料が無償のものは含まれておりません。

水稲、2件、10a当りの平均額11,382円、普通畑（野菜等）18件、8,719円、樹園地（果樹）5件、14,778円、樹園地（その他）1件、5,511円でした。

単年のみのデータでは情報が不足することもありますので、平成31年から5年間分の賃借料も提示しておりますので、併せて報告します。水稲、26件、平均額9,212円、普通畑（野菜等）116件、9,075円、樹園地（果樹）49件、14,425円、樹園地（その他）8件、6,274円でした。説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。  
この案件は報告事項であります。  
質問がある方はいらっしゃいますか。

【委員】 ●●です。  
この集計データには、賃料無償のものは含まれていないとのことだが、無償のものは件数とするとどのくらいあるのか。

【事務局】 いま手元にデータがないため、確認のうえ別途回答させていただきたい。

【委員】 この内容は、甲斐市全体の数値ということでよいのか。

【事務局】 甲斐市全体の数値となります。

【委員】 この内容は、広報等で公開されるのか。

【事務局】 農地の賃料は、農地の状況等により大きく変わってくるものと思われます。この賃料の平均値等を広報等で公開した場合、その数値に貸手・借手が縛られる恐れもあるため、広報等での周知は予定しておりません。委員の皆様方におかれましても、あくまで農地賃貸状況把握のための参考値であるということでご承知をお願いしたい。

【議長】 その他、ご質問等ございますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。  
それでは次の議案に移ります。

(議案第9号)

【議長】 議案第9号、農地法第4条第1項の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号2番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料3ページをお願いします。

番号2番、地図公図は7ページ、8ページになります。

●●番地、合計面積980㎡を●●の●●さんが貸駐車場にするための転用の許可申請が提出されました。

申請地は用途区域内の3種農地です。

主に隣接の●●で利用する駐車場で、計画台数は20台。

碎石舗装のため雨水排水は自然浸透の計画です。

モニターの写真は南西側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●委員をお願いします。

【●●委員】

はい、●●です。

18日に正副会長、推進委員、事務局と現地調査を行いました。

申請地は、1～2年前に資材置場として一時転用の申請があった場所でありまして、今回駐車場として転用するというごさいます。申請地は傾斜がありますが、整地して整備するということですので、問題ないかと思われます。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

去る18日に、正副会長、事務局、●●委員と現地調査を行いました。

主に隣接●●の駐車場として利用されるということですので、問題ないかと思われます。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようございます。

番号2番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に 番号3番 の説明を求めます。

【事務局】

はい議長

番号3番、地図公図は9ページ、10ページになります。

●●番地、面積 2699 m<sup>2</sup>のうち 3.55 m<sup>2</sup>を●●の●●さんが営農型太陽光発電施設設置のための一時転用許可申請が提出されました。2回目の更新の申請となります。一時転用期間は3年です。

転用面積については、支柱と引込柱等の地面に接している部分の面積の合計となります。

施設の内容は、支柱 201 本、架台柱 12 本、キューピクル 1 機、パネル設置枚数 541 枚、最低パネル設置高 3m、発電量は 25KW/h です。

下部で耕作が行われているか確認し、更新の審議をするものです。太陽光パネル下部では柿の栽培を行っています。

所有機械については、刈払い機、動噴、耕運機等です。

モニターの写真は東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を、●●委員お願い致します。

【●●委員】

はい、●●です。

3月18日に●●会長、推進委員、事務局と現地調査を行いました。現地については●●集落の東側になります。

営農型太陽光発電施設設置のための一時転用の更新ということで支柱とキューピクルの建屋の面積、約 3.55 m<sup>2</sup>が対象となります。

既に6年経過しており、2回目の更新、3度目の許可を得るための申請となります。

現地調査の結果ですが、渋柿が 60 本程度植えられており事業開始後6年経過ということで、柿からの収益があがるのはこれからだと思われれます。

今後は、剪定、消毒、草刈等の管理をよくやっていただいて、農地から収益を上げていただきたいと思います。

よろしくご審議をお願いします。

【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 はい、推進委員の●●です。  
会長、●●委員、事務局と現地調査を行いました。耕作されており更新に問題はないと思います。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号3番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

それでは次の議案に移ります。

---

(議案第10号)

【議長】 議案第10号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号6番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

資料3ページをお願いします。

番号6番、地図公図は11ページ、12ページになります。

●●番地ほか2筆、合計面積212㎡を●●の●●さんから●●の●●に所有権移転により建築条件付き売買予定地1区画にするための転用の許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する3種農地です。

建築条件付き売買予定地とは、平成31年にできた新しい運用です。

通常、転用許可案件の分譲事業は建売分譲しかできませんが、物件購入者が転用事業者の指定する建築業者と建築契約をし、建築確認の許可を取ったものについては転用事業者が建物を立てなくても土地の売買のみができる制度です。

排水については、合併浄化槽で処理し西側水路に、雨水も西側水路に放流の計画です。

資金証明、事業計画書、隣接耕作者の同意書等の添付書類から問題ないと考えられます。

モニターの写真は南側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●委員お願いします。

【●●委員】

はい、●●です。

申請地は、●●に最近できました●●の西側になります。

この区画につきましては周囲の状況から宅地とするのもやむを得ないような場所であると思われまますので、問題ないかと思われまます。

ご審議のほどよろしくお願ひしまます。

【議長】

次に、●●推進委員に意見を求めまます。

【●●推進委員】

はい、推進委員の●●です。

ただいま●●委員が仰ったとおり、宅地にするしかないような区画となっておりままして、周囲にも影響はないと思われまますので問題ないかと思われまます。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしやいますか。

質問がないようございます。

番号6番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようございますので、本案件を許可相当とすることにご決定致しまます。

続きままして事務局に、番号7番の説明を求めまます。

【事務局】

はい、議長

番号7番、地図公図は13ページ、14ページになります。

●●番地ほか6筆、合計面積2442㎡を●●の●●さんが、下に行きままして、

●●番地ほか1筆、合計面積633㎡を●●の●●さんが、

5ページにいきままして、●●番地ほか1筆、合計面積1091㎡を●●の●●さんが、下に行きままして、

●●番地ほか3筆、合計面積1096㎡を●●の●●さんが、下に行きままして、

●●番地ほか2筆、合計面積579㎡を甲●●の●●さんが、下に行きままして、

●●番地ほか2筆、合計面積505㎡を●●の●●さんが、下に行きまして、

●●番地ほか1筆、合計面積159㎡を●●の●●さんが、6ページにいきまして

●●番地、面積84㎡を●●の●●さんが、以上24筆の合計面積6589㎡を●●の●●に所有権移転により建築条件付き売買予定地23区画にするための転用の許可申請が提出されました。

申請地は連続する農地規模が10ha未満の2種農地です。

開発地内に幅員5mの開発道路を●●から西側農道まで通り抜けできる形で設置する計画で、排水については、合併浄化槽で処理し新設道路側溝と隣接水路に放流の計画です。1区画の面積は222.13㎡～287.66㎡の計画となっています。

資金証明、事業計画書、隣接耕作者の同意書等の添付書類から問題ないと考えられます。

モニターの写真は全体の航空写真と南西側からと南東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●委員お願いします。

【●●委員】 はい、●●です。

申請地は、先ほどの案件番号6番の北側の農地となります。

事務局の説明にもありましたが、●●を境に約6反、区画数にして23区画の分譲地を造成する計画であり、申請地は交通量の多い●●をはじめ周囲を道路に囲まれており、また多少の傾斜もあり農業を行っていくのは難しく、宅地化もやむを得ない場所かなと思っております。また、傾斜地である点も住宅地として考えれば景観という点からは良いのかなと思います。

ご審議よろしく申し上げます。

【議長】 次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】 はい、●●です。

一度にこれだけの農地を失うのは残念ですが、時代の流れで宅地化するのは仕方がないのかなと考えております。

周囲の営農等には支障がない場所であり、新しく家を建てる人にとっては良い場所だと思いますので、ご審議をお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

【●●推進委員】 推進委員の●●です。  
本案件は、かなり大きな開発のようですが、転用事業者である●●という会社はどのような会社なのでしょうか。  
新しい会社であるとか、古い会社であるとか解る範囲で教えていただきたい。

【事務局】 ●●については、不動産業を主な生業とする会社となります。  
設立は令和4年8月です。

【議長】 その他、ご質問等ございますか。

質問がないようでございます。  
番号7番を許可相当とすることにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)  
異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。  
続きまして、事務局に番号8番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長  
番号8番、地図公図は15ページ、16ページになります。  
●●番地ほか2筆、合計面積589.13㎡を●●の●●さん共有者ほか1名が●●の●●に賃貸借により店舗建築のための転用の許可申請が提出されました。  
申請地は住宅等が連坦する3種農地です。  
店舗の建築予定面積は209.7㎡の平屋建て、駐車予定台数は15台の計画。  
汚水については公共下水道に、雨水については西側水路に放流の計画です。隣接の北側宅地と一体で開発します。  
当該地は30年前に転用の許可を得ていましたが、途中で転用事業が止まってしまい、現在に至っているため再申請となります。  
資金証明、事業計画書等の添付書類から問題ないと考えられます。  
モニターの写真は北側から撮影したものです。  
説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●委員お願いします。

【●●委員】

はい、●●です。

3月18日の日に正副会長、●●推進委員、事務局と現地調査を行いました。

申請地は過去に●●、●●として利用されてきておりまして、道向かいには●●、北側には●●があり、●●住宅街の一角にあります。

ここに●●ができると、地域の皆様の利便にもつながるかと思いますのでご審議よろしくをお願いします。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、推進委員の●●です。

●●委員からお話があったとおり、●●の対面にある土地であり、周囲はほとんど住宅に囲まれている状況です。過去に一度農転の許可を得たが着工されなかったということで、転用条件的には問題なからうと考えております。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号8番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

それでは次の議案に移ります。

(議案第11号)

【議長】

議案第11号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件を上程致します。

事務局に、利用権設定の番号9番から15番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料7ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定です

番号9番、地図公図は17ページ、18ページになります。

●●番地ほか3筆、合計面積1642㎡を●●の●●さんから●●の●●さんに田と畑を5年間、新規に貸し付ける計画が提出されまし

た。

畑として利用し野菜の栽培を予定しています。賃借料は●●です。  
続きまして。

番号 10 番、地図公図は 19 ページ、20 ページになります。

●●番地ほか 4 筆、合計面積 2833 m<sup>2</sup>を●●の●●さんから●●の●●さんに田を 3 年間、新規に貸し付ける計画が提出されました。  
畑として利用し野菜の栽培を予定しています。賃借料は●●です。  
続きまして。

資料 8 ページをお願いします。

番号 11 番、地図公図は 21 ページ、22 ページになります。

●●番地ほか 1 筆、合計面積 732 m<sup>2</sup>を●●の●●さんから●●の●●さんに田を 2 年間、新規に貸し付ける計画が提出されました。  
畑として利用し野菜の栽培を予定しています。賃借料は●●です。  
続きまして。

番号 12 番、地図公図は 23 ページから 25 ページになります。

●●番地ほか 3 筆、合計面積 3650 m<sup>2</sup>を●●の●●さんから●●の●●さんに田を 5 年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。  
水稲の栽培を予定しています。賃借料は●●です。  
続きまして。資料 9 ページをお願いします。

番号 13 番、地図公図は 26 ページ、27 ページになります。

●●番地、面積 1035 m<sup>2</sup>を●●の●●さんから●●の●●さんに田を 1 年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。  
畑として利用し野菜の栽培を予定しています。賃借料は●●です。  
続きまして。

番号 14 番、地図公図は 28 ページ、29 ページになります。

●●番地ほか 1 筆、合計面積 1618 m<sup>2</sup>を●●の●●さんから●●の●●さんに畑を 5 年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。  
野菜の栽培を予定しています。賃借料は●●です。  
続きまして。

番号 15 番、地図公図は 30 ページ、31 ページになります。

●●番地、面積 877 m<sup>2</sup>を●●の●●さんから●●の●●さんに田を 5 年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。

水稲の栽培を予定しています。賃借料は●●です。  
説明は以上です。

事務局の説明は以上です。

【議長】

この案件は利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

何か質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、番号9番から15番を承認することに決定致します。

それでは次の議案に移ります。

(議案第12号)

【議長】

議案第12号、令和6年度甲斐市農繁期労働賃金標準額の件を上程致します。

事務局に説明を求めます。

はい、議長。

資料10ページをご覧ください。

【事務局】

こちらは、これから農繁期を迎えるにあたり、農作業をお願いした時の賃金標準額を、市農業委員会として毎年この時期に取り決めて公表しているものです。

例年他市町村の金額等や社会情勢を参考に決めています。

甲斐市の農繁期の労働賃金標準額は5年以上にわたり据え置いておりますが、山梨県の最低賃金は直近5年間で1時間あたり128円上昇しており、

1日(8時間)換算だと1,024円上昇しております。

については、果樹作業や一般作業等1日(8時間)が基準となる作業については、金額を1,000円増額して案を作成いたしました。

また、田植えや代掻き等10aが基準となる作業についても、準備や片付け等作業を勘案すれば平均4時間程度の時間を要すると考え、半分の500円を増額して案を作成いたしました。

なお、下の備考欄の最後の項目にも記載がございますが、

本表は、あくまで標準的な料金を示す参考資料であり、実際の金額は、圃場条件や作業条件など勘案して

当事者間の協議により、相対で決めていただくことを前提としております。

この件については、本日の総会で決定いただければ、広報5月号

とホームページにて農業者の皆様へ周知いたします。  
説明は以上です。

事務局の説明は以上です。  
これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

【議長】

推進委員の●●です。  
遊休農地を含む農地の草刈等を頼むような場合、表の一番下の一般  
作業に該当するということによいのか。

【●●推進委員】

そのとおりです。

【事務局】

その他、ご質問等ございますか。

【議長】

質問がないようでございます。農繁期労働賃金の件については、  
この案のとおり決定することにご異議はございませんか。  
(異議なしの声)

異議がないようですので、本案のとおり決定いたします。

以上で、本日の審議はすべて終了致しました。

午後3時40分